

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たると日
日か休日に
がときは、そ
の翌日)

目次

- ◇告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険法による国民健康保険医等の登録があつたものとみなされるもの
- 解除予定の保安林(三件)
- 国有財産の用途廃止(二件)
- ◇選管告示 昭和四十九年三月二十四日執行予定の鳥取県知事選挙におけるポスター掲示の開始の日
- 選挙管理委員会の招集
- ◇教委告示 教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第三百十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に

規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出受理の年月日
森 医 院	西伯郡西伯町大字福成九八五	昭和四十九年二月一日

鳥取県告示第三百一十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
森 医 院	西伯郡西伯町大字福成九八五	全国	昭和四十九年二月一日

鳥取県告示第三百二十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一、八六五号	井 上 豪 円	昭和四十九年一月二十九日
〃 一、八六六号	山 脇 美 登 里	〃 〃 二月四日
〃 一、八六七号	栗 原 彰	〃 〃 二月五日

鳥取県告示第三百三十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開三 二六の一、字新開四 五三の一、五一の一、

五〇の一、字新開五 五七の一、五六の一、五四の一、字新開六 六九の一（以上八筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百三十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字園字一里浜二三〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

スポーツ広場とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百三十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字国坂字西大野一五一九の二

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

農道及び農地とするため

鳥取県告示第百三十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年二月二十二日から用途廃止した。

昭和四十九年二月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市青木字北ケ市八五三番八地先から同市青木字北ケ市八五三番九地先まで		七七・〇九	道路敷
米子市青木字宮裕九二五番八地先から同市青木字宮裕九二五番九地先まで		六八・八六	道路敷

鳥取県告示第百三十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年二月二十二日から用途廃止した。

昭和四十九年二月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

場	所	面積 (平方メートル)	用途
八頭郡家町大字郡家字カセ才下分五八〇番一四地先から同町大字郡家字カセ才下分五八〇番一六地先まで		四〇・五五	道路敷
八頭郡家町大字郡家字カセ才下分五七八番一五地先から同町大字郡家字カセ才下分五七八番二五地先まで		二五・〇五	水路敷

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和四十九年三月二十四日執行予定の鳥取県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第五項に規定するポスターの掲示の開始の日を昭和四十九年二月二十七日と定めたので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

昭和四十九年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十九年二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十九年二月二十五日 午前十時三十分

二 場所 米子市糺町一丁目一六〇番地 西部総合事務所第五会議室

三 議題

1 鳥取県知事選挙及びこれと同時に挙行する鳥取県議会議員補欠選挙について

2 鳥取県議会議員補欠選挙の立会演説会について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十九年二月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和四十九年二月二十七日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

(1) 市町村教育委員会教育長の承認について
(2) その他

昭和四十九年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】